

**改正**

昭和50年3月29日規則第12号

昭和51年3月29日規則第14号

昭和52年3月29日規則第12号

昭和55年3月27日規則第10号

昭和56年12月25日規則第27号

昭和57年12月27日規則第42号

昭和58年3月28日規則第12号

昭和59年5月28日規則第17号

昭和59年11月2日規則第35号

昭和59年12月25日規則第40号

昭和60年5月29日規則第26号

昭和61年3月27日規則第3号

昭和61年5月30日規則第28号

平成5年3月25日規則第9号

平成6年3月28日規則第4号

平成6年5月25日規則第26号

平成6年9月28日規則第37号

平成6年12月22日規則第49号

平成9年6月26日規則第44号

平成9年8月28日規則第50号

平成10年3月26日規則第10号

平成11年4月27日規則第86号

平成11年7月14日規則第92号

平成12年12月25日規則第75号

平成13年3月23日規則第14号

平成14年9月27日規則第51号

平成15年2月19日規則第3号

平成17年3月24日規則第11号  
平成17年9月22日規則第79号  
平成17年12月21日規則第144号  
平成20年3月31日規則第28号  
平成23年6月14日規則第30号  
平成24年3月31日規則第47号  
平成26年3月28日規則第23号  
平成26年4月1日用字用語整備施行  
平成27年1月15日規則第2号  
平成27年12月28日規則第100号  
平成29年1月27日規則第3号  
平成29年3月31日規則第28号

#### 高松市医療費助成条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、高松市医療費助成条例（昭和49年高松市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** 条例第2条第2号イの規則で定める判定機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所
- (3) 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師

2 条例第2条第10号の規則で定める医療保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(所得の限度額)

**第2条の2** 条例第3条第4号の規則で定める限度額は、障害者又はひとり親家庭の父又は母、ひ

とり親家庭の児童、養育者及び父母のない児童を特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第19条に規定する受給資格者とみなした場合における同法第20条及び第21条の規定による限度額とする。

2 市長は、前項の限度額の算定に当たり、次の各号のいずれかに該当すると認める者を、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する寡婦又は寡夫とみなして、同法の規定の例により当該算定を行うものとする。

(1) 次に掲げる要件の全てに該当する者

- ア 前年の12月31日（以下「現況日」という。）以前に婚姻によらずに母となっていること。
- イ 母となった以後に婚姻をしたことがないこと。
- ウ 現況日及び第4条第1項の規定による医療証又は受給資格者証の交付の申請の日（以下「医療証等の交付申請日」という。）以後において婚姻（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下「婚姻等」という。）をしていないこと。
- エ 現況日及び医療証等の交付申請日以後において20歳未満の扶養親族である子（前年の合計所得金額が38万円以下で、他の者の控除対象配偶者又は扶養親族となっていない者に限る。以下同じ。）又は20歳未満の生計を一にする子（前年の総所得金額等が38万円以下で、他の者の控除対象配偶者又は扶養親族となっていない者に限る。以下同じ。）を有していること。

(2) 次に掲げる要件の全てに該当する者

- ア 前号アからウまでに掲げる要件に該当すること。
- イ 現況日及び医療証等の交付申請日以後において20歳未満の扶養親族である子を有していること。
- ウ 前年の合計所得金額が500万円以下であること。

(3) 次に掲げる要件の全てに該当する者

- ア 現況日以前に婚姻によらずに父となっていること。
- イ 父となった以後に婚姻をしたことがないこと。
- ウ 現況日及び医療証等の交付申請日以後において婚姻等をしていないこと。
- エ 現況日及び医療証等の交付申請日以後において20歳未満の生計を一にする子を有していること。
- オ 前年の合計所得金額が500万円以下であること。

（助成資格の取得日）

**第3条** 条例第3条に規定する対象者が医療費の助成を受けることができる資格の取得日は、次の

とおりとする。

(1) 子ども 条例第3条に規定する資格要件を満たした日

(2) 障害者並びにひとり親家庭の父又は母、ひとり親家庭の児童、養育者及び父母のない児童  
医療証又は受給資格者証の交付申請をした日の属する月の初日（正当な理由により当該申請が遅れた場合は、市長が認める日）

（医療証等の交付申請等）

**第4条** 条例第6条第1項の規定による医療証又は受給資格者証の交付を受けようとする者は、医療証・受給資格者証交付申請書（異動届書）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。  
この場合においては、健康保険被保険者証（以下「保険証」という。）を提示しなければならない。

2 医療証は様式第2号又は様式第2号の2に、受給資格者証は様式第3号によるものとする。

（医療証等の再交付）

**第5条** 条例第6条第1項の規定による医療証又は受給資格者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療証又は受給資格者証を紛失し、又は損傷したときは、医療証・受給資格者証再交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。

2 受給者は、前項の申請をした後、紛失した医療証又は受給資格者証を発見したときは、速やかに、これを市長に返納しなければならない。

（医療証等の検認又は更新）

**第6条** 市長は、毎年一定の期日を定め、医療証及び受給資格者証の検認又は更新をすることができる。

2 受給者は、前項の検認又は更新のため、医療証又は受給資格者証の提出を求められたときは、速やかにこれを市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により医療証又は受給資格者証の提出を受けたときは、速やかにこれを検認し、又は更新して受給者に交付しなければならない。

4 第1項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない医療証又は受給資格者証は無効とする。

（住所、氏名等変更の届出）

**第7条** 受給者は、住所、氏名又は加入している保険証に変更を生じたときは、直ちに医療証・受給資格者証交付申請書（異動届書）に医療証又は受給資格者証及び保険証を添えて、市長に提出しなければならない。

(資格の喪失等)

**第8条** 対象者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を失う。

- (1) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けたとき。
- (3) 障害者が条例第2条第2号に該当しなくなったとき。
- (4) ひとり親家庭の父又は母、ひとり親家庭の児童、養育者及び父母のない児童が条例第2条第3号から第6号までのいずれかに該当しなくなったとき。
- (5) 死亡したとき。

2 前項の場合において、受給者（前項第5号に該当する場合は、保護者、介護者又は受給者の遺族）は、直ちに、医療証・受給資格者証交付申請書（異動届書）に医療証又は受給資格者証を添えて、市長に提出しなければならない。

(医療費助成の請求、申請等)

**第9条** 現物給付対象医療機関（条例第7条第1項本文の規定により医療費の助成額の支払を受ける医療機関として市長が定めるものをいう。以下同じ。）は、第13条の規定による委託を受けた社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に医療費の助成に関する請求をする場合を除き、子ども・障害者・ひとり親家庭等医療費請求書（様式第5号）により、各月分について翌月の10日までに市長に請求しなければならない。

2 対象者（第3条第2号に掲げる者にあつては、受給者に限る。）は、条例第5条第2項又は第3項の規定による申請を行うときは、医療費支給申請書（様式第6号、様式第7号又は様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、当該申請に係る医療費の助成額を決定して支給する。

(対象者に助成額を支払う場合)

**第10条** 条例第7条第1項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 対象者が現物給付対象医療機関以外の医療機関において医療に関する給付を受けたとき。
- (2) 対象者がやむを得ない理由により現物給付対象医療機関において医療費の助成額相当分を支払ったとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(第三者行為の届出)

**第11条** 条例第8条第1項に規定する第三者の行為による傷病について医療費の助成を受けようと

する受給者は、その事実、当該第三者の住所、氏名及び被害の状況等を、直ちに市長に届け出なければならない。

(諸帳簿)

**第12条** 市長は、医療費の助成状況を明らかにするため、必要な帳票を備え、常に記載事項について整理するものとする。

(社会保険診療報酬支払基金等への審査・支払事務の委託)

**第13条** 市長は、条例第7条第3項の規定により、現物給付対象医療機関（病院、診療所及び薬局に限る。）からの請求であって医療に関する給付に係るものに係る同項の事務を、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託する。

(委任)

**第14条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、幼児に係る医療費の助成については、昭和49年7月1日から施行する。

(高松市乳児に対する医療費助成条例施行規則等の廃止等)

2 次に掲げる規則（以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(1) 高松市乳児に対する医療費助成条例施行規則（昭和46年高松市規則第15号）

(2) 高松市老人に対する医療費助成条例施行規則（昭和46年高松市規則第27号）

3 この規則による乳児の高額療養費に係る助成については、旧規則の規定により医療費の助成を受けている乳児に限り、昭和48年10月1日から適用する。

4 この規則施行の際、現に旧規則の規定により医療証の交付を受けている者は、この規則による医療証の交付を受けたものとみなす。

(塩江町の編入に伴う経過措置)

5 塩江町の編入の際現に次に掲げる規則に規定する様式により使用されている書類は、この規則に規定する様式によるものとみなす。

(1) 塩江町乳幼児・児童医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年塩江町規則第2号）

(2) 塩江町重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則（昭和58年塩江町規則第7号）

(3) 塩江町母子家庭等医療費支給に関する条例施行規則（昭和58年塩江町規則第8号）

6 条例附則第6項の規定によりその例によることとされる塩江町乳幼児・児童医療費助成に関す

る条例施行規則第3条第1項中「様式第2号の乳幼児・児童医療費受給資格証」とあるのは、「別に定める様式による受給資格者証」と読み替えるものとする。

7 塩江町の編入の際、附則第5項各号に掲げる規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町の編入に伴う経過措置)

8 牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町の編入の際現に次に掲げる規則に規定する様式により使用されている書類は、この規則に規定する様式によるものとみなす。

- (1) 牟礼町医療費助成に関する条例施行規則（平成15年牟礼町規則第9号）
- (2) 庵治町乳幼児等の医療費助成に関する条例施行規則（平成6年庵治町規則第11号）
- (3) 庵治町重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則（昭和59年庵治町規則第8号）
- (4) 庵治町母子家庭等医療費支給に関する条例施行規則（昭和51年庵治町規則第3号）
- (5) 香川町医療費助成条例施行規則（平成15年香川町規則第28号）
- (6) 香南町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年香南町規則第4号）
- (7) 香南町重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則（昭和49年香南町規則第8号）
- (8) 香南町母子家庭等医療費支給に関する条例施行規則（昭和51年香南町規則第1号）
- (9) 国分寺町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年国分寺町規則第1号）
- (10) 国分寺町重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則（昭和49年国分寺町規則第2号）
- (11) 国分寺町母子家庭等医療費支給に関する条例施行規則（昭和51年国分寺町規則第5号）

9 条例附則第10項の規定によりその例によることとされる庵治町乳幼児等の医療費助成に関する条例施行規則第3条第1項中「様式第2号の乳幼児等医療費受給資格証」とあるのは、「別に定める様式による受給資格者証」と読み替えるものとする。

10 牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町の編入の際、附則第8項各号に掲げる規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（昭和50年3月29日規則第12号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和51年3月29日規則第14号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和52年3月29日規則第12号）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和55年3月27日規則第10号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和56年12月25日規則第27号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の高松市医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和57年1月診療分に係る医療費の助成から適用し、同月前に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、現に改正前の高松市医療費助成条例施行規則第5条の規定により心身障害者又は母子に係る受給資格者証の交付を受けている者は、改正後の規則第5条の規定による医療証の交付決定を受けたものとみなす。

**附 則**（昭和57年12月27日規則第42号）

- 1 この規則は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の高松市医療費助成条例施行規則の規定は、昭和58年2月診療分に係る医療費の助成から適用し、同月前に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、現に改正前の高松市医療費助成条例施行規則第5条の規定により交付している老人に係る医療証は、この規則施行の日以後はこれを無効とする。

**附 則**（昭和58年3月28日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

**附 則**（昭和59年5月28日規則第17号）

- 1 この規則は、昭和59年6月1日から施行し、改正後の高松市医療費助成条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、昭和59年4月1日から適用する。
- 2 昭和59年4月1日からこの規則施行の日の前日までの間に、改正前の高松市医療費助成条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定める様式を用いて行われた申請は、新規則に定める様式を用いて行われたものとみなす。旧規則に定める様式による申請書は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

**附 則**（昭和59年11月2日規則第35号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の高松市医療費助成条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、昭和59年10月1日から適用し、昭和59年9月以前の診療分に係る医療費の助成については、なお従前の例による。



- 3 昭和59年10月1日からこの規則施行の日の前日までの間に、改正前の高松市医療費助成条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定める様式を用いて行われた申請（昭和59年9月以前の診療分に係る医療費支給申請を除く。）は、新規則に定める様式を用いて行われたものとみなす。旧規則に定める様式による申請書は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

**附 則**（昭和59年12月25日規則第40号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の高松市医療費助成条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、昭和59年10月1日から適用する。
- 3 昭和59年10月1日からこの規則施行の日の前日までの間に、改正前の高松市医療費助成条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定める様式を用いて行われた請求は、新規則に定める様式を用いて行われたものとみなす。旧規則に定める様式による請求書は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

**附 則**（昭和60年5月29日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高松市医療費助成条例施行規則の規定は、昭和59年10月診療分に係る医療費の助成から適用する。

**附 則**（昭和61年3月27日規則第3号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和61年5月30日規則第28号）

- 1 この規則は、昭和61年6月1日から施行する。
- 2 改正前の高松市医療費助成条例施行規則に定める様式による請求書及び申請書は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

**附 則**（平成5年3月25日規則第9号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**（平成6年3月28日規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

**附 則**（平成6年5月25日規則第26号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成6年9月28日規則第37号）

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。（後略）

2 第1条の規定による改正前の様式第5号及び様式第6号（中略）に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

**附 則**（平成6年12月22日規則第49号）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の高松市医療費助成条例施行規則（次項において「新規則」という。）の規定は、平成6年10月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。

2 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の高松市医療費助成条例施行規則に定める様式を用いて行われた申請は、新規則に定める様式を用いて行われたものとみなす。

3 改正前の様式第1号から様式第4号まで、様式第7号及び様式第9号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

**附 則**（平成9年6月26日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第2項第4号の規定は、平成9年4月1日から適用する。

**附 則**（平成9年8月28日規則第50号）

1 この規則は、平成9年9月1日から施行する。

2 改正前の様式第6号から様式第8号まで及び様式第9号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

**附 則**（平成10年3月26日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第2項第6号の規定は、平成10年1月1日から適用する。

**附 則**（平成11年4月27日規則第86号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項第2号の規定は、平成11年4月1日から適用する。

**附 則**（平成11年7月14日規則第92号）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の様式第7号及び様式第9号の規定は、平成11年7月1日から適用する。

2 改正前の様式第7号及び様式第9号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をし

て使用することができる。

**附 則**（平成12年12月25日規則第75号）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正前の高松市医療費助成条例施行規則様式第7号、様式第8号の2及び様式第9号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

**附 則**（平成13年3月23日規則第14号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高松市医療費助成条例施行規則第12条第2項及び第13条の規定は、平成13年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 第2条の規定による改正前の高松市医療費助成条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）様式第5号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

（昭和8年3月31日以前に出生した者に係る医療費の助成の特例）

- 4 昭和8年3月31日以前に出生した者に係る医療費の助成については、改正前の規則第2条から第3条まで、第8条及び第9条並びに様式第1号、様式第4号、様式第7号及び様式第8号の2の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

**附 則**（平成14年9月27日規則第51号）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 改正後の様式第7号及び様式第8号の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成の申請について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成の申請については、なお従前の例による。

**附 則**（平成15年2月19日規則第3号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の様式第5号及び様式第6号の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成の申請について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の助成の申請については、なお従前の例による。

**附 則**（平成17年3月24日規則第11号）

この規則は、平成17年8月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年9月22日規則第79号）

この規則は、平成17年9月26日から施行する。

**附 則**（平成17年12月21日規則第144号）

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

**附 則**（平成20年3月31日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則中第1条、次項及び附則第3項の規定は平成20年4月1日から、第2条の規定は同年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定の施行前に同条の規定による改正前の高松市医療費助成条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定により交付された医療証又は受給資格者証は、それぞれの有効期間の満了する日までの間は、同条の規定による改正後の高松市医療費助成条例施行規則の規定により交付された医療証又は受給資格者証とみなす。
- 3 第1条の規定の施行の際、改正前の規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成23年6月14日規則第30号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成23年7月1日から同月31日までの間に、高松市医療費助成条例の一部を改正する条例（平成23年高松市条例第9号）附則第4項の規定により助成の申請をした者に係る改正後の第3条第2号の規定の適用については、同号中「医療証又は受給資格者証の交付申請をした日の属する月の初日」とあるのは「平成23年8月1日」とする。
- 3 この規則の施行の際、改正前の高松市医療費助成条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成24年3月31日規則第47号）

- 1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の高松市医療費助成条例施行規則に規定する様式による用紙で、

現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成26年 3 月28日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の高松市医療費助成条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定により交付された医療証は、有効期間の満了する日までの間は、改正後の高松市医療費助成条例施行規則の規定により交付された医療証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成27年 1 月15日規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の高松市医療費助成条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定により交付された医療証は、有効期間の満了する日までの間は、改正後の高松市医療費助成条例施行規則の規定により交付された医療証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**（平成27年12月28日規則第100号）

- 1 この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

- 2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

**附 則**（平成29年 1 月27日規則第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年 1 月30日から施行する。

（高松市医療費助成条例施行規則の一部改正）

- 3 この規則の施行の際、第 8 条から第13条までの規定による改正前の高松市医療費助成条例施行規則（中略）に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

**附 則**（平成29年 3 月31日規則第28号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**様式第1号** (第4条関係)

**様式第2号** (第4条関係)

**様式第2号の2** (第4条関係)

**様式第3号** (第4条関係)

**様式第4号** (第5条関係)

**様式第5号** (第9条関係)

**様式第6号** (第9条関係)

**様式第7号** (第9条関係)

**様式第8号** (第9条関係)